

神奈川県立スポーツ施設
指定管理者外部評価委員会評価報告書
(神奈川県立伊勢原射撃場)

令和4年8月

1 委員会委員（◎は委員長、○は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
◎日比野 幹生	日本体育大学スポーツマネジメント学部教授	学識経験者
○兼頭 文子人	元神奈川県警察薬物銃器対策課長	法務に関する識見を有する者
亀浦 大輔	公認会計士	経理に関する識見を有する者
杉本 充子	元射撃選手 1984年ロサンゼルスオリンピック日本代表	施設の事業内容に精通した者（競技者代表）
松本 陽子	社会保険労務士	労務管理に関する識見を有する者

2 スケジュール

令和3年10月26日	第1回委員会開催（選定基準（案）等を協議）
令和4年4月18日	募集要項配布、質問の受付開始
令和4年5月20日	質問の受付終了
令和4年6月1日	第2回委員会開催（現地視察）
令和4年6月17日	募集受付終了 申請団対 1団体
令和4年7月22日	第3回委員会開催（申請者の面接及び質疑応答、採点・評価）

3 評価の実施方法

（1）会議の公開・非公開について

申請者の面接及び質疑応答については公開とし、採点・評価については、神奈川県情報公開条例第25条第1号「非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき」に該当するものと判断し非公開とした。

（2）書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）等の方法について

申請書類の受理後、神奈川県スポーツ局スポーツ課において、資格審査及び申請内容の確認をした。

その後、外部評価委員会において、書類審査及び申請者によるプレゼンテーション・質疑応答を実施した上で、各委員による採点及び評価を行った。

（3）外部評価委員会の得点の決定方法

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各委員の協議により委員会としての評価点を決定した。

4 選定基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所
I サービスの向上(55)	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	基本姿勢及び管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ○国内外の射撃競技会や強化練習への適切な対応など、射撃競技専門施設としての管理運営業務についての考え方 ○新たな射撃競技者の開拓、射撃競技者の育成、射撃競技に対する一般県民への普及啓発についての考え方 ○業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等 	10	条例 第 5 条第 1 号 及び第 3 号 規則 第 3 条第 2 号	事業計画書 I - 1 -(1), (2), (3), (4)
	(2) 施設の維持管理	施設の特性を踏まえた維持管理業務の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ○射撃場としての特性・課題を踏まえた維持管理 ○周辺環境に配慮した施設の管理運営（各種法令等を遵守した施設の管理運営） ○清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針 	5	条例 第 5 条第 3 号 及び第 4 号 規則 第 3 条第 1 号	事業計画書 I - 2 -(1), (2), (3)
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○有害鳥獣の駆除を行う狩猟者等の適切な銃の取扱い及び射撃技能の向上についての取組 ○関係法令に基づく講習会や研修会への適切な対応 ○新たな利用者の開拓や育成、一般県民への普及啓発など、射撃競技の裾野拡大に向けた取組 ○より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ○全国規模の大会誘致や、競技力向上に向けた取組 ○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 	15	条例 第 5 条第 1 号 及び第 3 号 規則 第 3 条第 2 号	事業計画書 I - 3 -(1), (2), (3), (4), (5), (6), (7), (8), (9), (10), (11)

			<ul style="list-style-type: none"> ○利用料金の設定、障がい者等の利用促進に配慮した減免の考え方 ○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 			
	利用者対応・サービス向上の取組		<ul style="list-style-type: none"> ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○手話言語条例への対応 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針 	5		
(4) 事故防止等安全管理	日常の事故防止、緊急時の対応		<ul style="list-style-type: none"> ○銃砲を取り扱う施設の特性を鑑み、射撃場の指定管理業務を行う際の事故防止等の安全性の確保 ○事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなる事案を認知した際の対応方針（対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む） ○急病人等が生じた場合の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等 ○新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針 	15	条例第5条第3号及び第4号 規則第3条第1号	事業計画書I－4－(1), (2), (3), (4)
(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域との連携体制、取組		<ul style="list-style-type: none"> ○地域振興に関する取組（集客促進など地域活性化に向けた取組）の内容 ○地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 	5	規則第3条第1号及び第2号	事業計画書I－5－(1), (2), (3)
の 節 減 管 理 等 (20) 経 費	(6) 節減努力等	管理経費の節減努力等	【納付金を納める施設】 提案額（満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額）／「最高の提案額」と「満点とする納付金」のうち、低い金額 ×20	20	条例第5条第5号	事業計画書II

III 団体の業務遂行能力(25)	(7) 人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制	<ul style="list-style-type: none"> ○射撃競技及び銃砲刀剣類所持等取締法などの関係法令に基づく銃器の取扱いに十分精通し、施設の安全な管理運営を担える能力と執行体制 ○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況 	5	条例 第 5 条第 3 号 及び第 4 号	事業計画書 III - 1 - (1), (2), (3), (4)
	(8) 財政的な能力	財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い 			
	(9) コンプライアンス、社会貢献	コンプライアンス、社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況 (労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む) ○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○手話言語条例への対応 ○社会貢献活動等、C S R の考え方と実績、S D G s (持続可能な開 	5	条例 第 5 条第 3 号	事業計画書 III - 2 - (1), (2), (3), (4), (5), (6)

			発目標)への取組			
(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	〇募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 〇個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	条例第5条第3号及び第6号	事業計画書III-3-(1),(2)	
(11) これまでの実績	類似施設での管理実績等	〇指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 〇県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	条例第5条第3号及び第4号	事業計画書III-4-(1),(2)	

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	一般社団法人 神奈川県射撃協会 (伊勢原市上粕屋2380番地)	47	20	19	86

6 提案概要及び評価の内容

提案者	一般社団法人 神奈川県射撃協会
-----	-----------------

(1) 提案の概要

I サービスの向上

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

- 運営方針
 - ・「安全はすべてに優先する」という理念に基づいた管理運営を行う。
 - ・射撃に関する知識の習得、技能・マナー向上等にこれまで以上に取り組み、県民のスポーツ振興に貢献するほか、狩猟の技術力向上・安全対策にも積極的に対応する。
 - ・関連団体と連携し、競技力向上や射撃競技者の育成に努める。また、ワールドカップ等国内外の射撃競技会や強化練習などに積極的に協力する。
 - ・射撃競技専門施設を管理運営するにふさわしい専門的な資格・知識・経験等を持つ職員を配置する。
 - ・サービス向上や利用促進の一層の充実を図る。
 - ・平等利用、個人情報保護、地域貢献、環境配慮等、当施設の公共性を十分に踏まえた管理運営を行う。
- 日本クレー射撃協会・日本ライフル射撃協会が関連団体であり、これら団体と一緒に活動できる強みを最大限に活用し、競技会等を積極的に誘致する。また、平成27年に伊勢原射撃場が、クレー射撃競技のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定されたことから、全国レベル・国際レベルの競技会の誘致拡大も視野に、一層の誘致活動を行う。
- 高校生のビーム・ライフル大会開催、高校などの射撃部の立ち上げ支援、女性選手に対する射撃指導、技能講習・射撃教習の開催、競技会の誘致等により、競技人口の拡大や競技者育成に取り組む。
- 外部委託業者については、地元業者を優先し、特に安全管理や危機管理で重要な業務については、伊勢原射撃場から近距離にある業者をできる限り活用する。

2 施設の維持管理

- 維持管理計画及び年間作業計画を策定し、計画的かつ組織的な維持管理を行う。
- 安全確保の点から、外部委託業務の殆どを休場日に実施する。
- 委託業者に留意事項の誓約書を提出させ、注意喚起する。
- 銃砲は三重の施錠設備のある固定した専用ロッカーに保管し、管理棟は機械警備とする等の万全の防犯対策を講じる。
- 専門機器について、簡易な点検・修繕等は、職員が実施できる体制を構築する。
- 鉛弾は原則1～2ヶ月に1回回収（大規模競技会大会時には臨時回収を実施）し、水質検査を年間24回開催する。
- ごみは利用者の持ち帰りとし、ごみや汚れを発見したら清掃スタッフ以外の職員も直ちに対応する。清掃状況は、現在94%を超える利用者から「満足」「概ね満足」の評価を得ており、今後も高い満足度を維持・向上できるよう努める。
- 一般社団法人日本獵用資材工業会の協力を得て、射撃場の機器等の保守に関する

最新情報を入手し、新しい情報・技術を取り入れながら保守点検業務を行う。

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

- 初心者向けの射撃教室を開催するほか、県獣友会が主催する「かながわハンターハウス」、「初心者研修会」等の初心者向けの教室・大会にも協力する。
- 県公安委員会及び東京都公安委員会から技能講習(銃砲の所持許可を更新する場合に受講する講習)の指定を受けており、今後もこれらの講習を適切に実施する。
- 高校生のビーム・ライフル大会の開催等による若年層の競技人口拡大・育成、技能講習・射撃教習の開催、競技会の積極的誘致等により、競技者の開拓、育成等に取り組む。
- 過去の施設利用者に射撃教室等への参加を呼びかける。
- ホームページで予約状況を公表する。
- 新東名高速道路の伊勢原大山インターチェンジの完成により、特に東京方面からのアクセスが大幅に向上したため、関係団体を通して、関東地方の銃砲所持者へ働きかけを行い、来場を促す。
- 親切・丁寧な接遇を行うため、「基本マナーマニュアル」を全職員に周知徹底する。
- 日本クレー射撃協会と連携し、映像分析を取り入れた競技力向上を図るべく、国立スポーツ科学センターとのスポーツ科学・医学・情報など先端的な研究を取り入れたプロジェクトチームでの活動を始めている。
- 当協会のネットワークを活用し、県内外の団体・施設等にポスター・チラシの無料掲示を依頼したり、日本クレー射撃協会、日本ライフル射撃協会等の関係団体の機関紙に施設の記事等を掲載してもらうよう積極的に働きかける。
- 家族連れなどが手軽に楽しめるビーム・ライフルについて、マスコミ、伊勢原市、県内公共施設や事業所などの協力を得て、一般県民に広く情報提供する。
- 利用料金は、現在と同額とする。学生及び県内在住者(クレー射撃のみ)については一般利用よりも安価な料金設定とする。現在行っている減免措置は全て継続する。
- 技能講習、射撃教習、クレーシミュレーター、射撃教室、食堂、鉛回収を自主事業として実施する。
- アンケートにより利用者ニーズを把握し、意見・要望を分析・検証して管理運営業務に反映する。苦情・トラブルについては、「苦情対応マニュアル」により対応する。
- 「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、管理棟の受付に「耳マーク」を掲示し、筆談を行うようにする。
- 外国人に対しては小型翻訳機を使用し、障がい者に対しては必要に応じ筆談や介助を行うよう対応する。

4 事故防止等安全管理

- 射撃教習指導員等の資格を持つ職員が、施設内を適宜巡回する等により、法令遵守の徹底を図る。
- 競技会等の主催者に、事前に必ず注意事項を伝える。当日は、安全指導を行うとともに、注意事項が各参加者に伝達されているか確認する。
- 防災訓練を年2回実施する。

- 設備・器具等について、日常点検、定期点検、臨時点検、緊急点検を実施する。
- 事故・不祥事等について、危機管理マニュアルに基づき対応する。
- 県が設置したAED 1台のほか、独自に1台を設置し、適正に使用できる人材を確保する。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染防止のため、体調（発熱等）の確認、マスク着用・手洗い・消毒の呼びかけ、ソーシャルディスタンスの確保の呼びかけ、ホームページなどでこれらの徹底の呼びかけを行う。

5 地域と連携した魅力ある施設づくり

- 競技会、強化合宿等の宿泊場所について、地元での宿泊を勧める。
- 競技会、強化合宿等に合わせて、地元商店街、農業協同組合、酪農協同組合などと連携し、地元の物産・野菜・乳製品等の即売会を開催する。
- 地域の警察署、消防署、自治会等の関係機関との意見交換・情報交換を行い、緊密な連携関係を構築する。
- 職員採用については、原則として地元雇用とする。
- 競技会、強化合宿等の「おもてなし」として、地元のボランティア団体、婦人会、学校等に協力をお願いし、管理棟等にプランターで花を飾り、育てていく。
- 地元の方々に会議室の貸出しを行う。
- 業務委託については、防犯、防災、危機管理対応等の観点から、できる限り伊勢原市周辺の業者を優先するよう配慮する。

II 管理経費の節減等

〔納付金額（税込）〕

納付金提案額	①	9,935千円
県が積算した最低納付金額	②	9,935千円
上乗せ額	①-②	0千円

※ 指定管理期間中の総額。各年度の納付金提案額は、1,987千円（税込）。

III 団体の業務遂行能力

1 人的な能力、執行体制

- 教習射撃指導員10名（うち8名は常駐ではなく応援スタッフ）が、技能講習・射撃教習等の技術指導・運営、競技会開催の準備・安全確認、県内射撃スポーツの普及・啓蒙活動等を行う。
- 専門的な資格を有する当協会会長、総合場長、ライフル射撃場長を配置し、開場日はこのうち少なくとも1名が必ず出勤する。
- 管理運営は、上記3名のほか、常勤職員及びパート従業員を配置して行う。
- 業務委託については、詳細な事前打合せを行い、中間検査、完了検査により確認する。
- 当施設の指定管理者として、管理運営に必要な人材は確保済みである。
- 体系的な研修の実施、職員の自己啓発の費用面での支援等の人材育成を行う。
- 幹部職員が残業時間を管理し、特定の職員の残業時間が多い場合は、業務分担の見直しや応援スタッフ活用等の措置を講ずる。
- 総合場長、ライフル射撃場長をセクハラ・パワハラ等の相談担当者とし、全ての職員や外部委託業者からの相談を受け付ける。

2 コンプライアンス、社会貢献

- 法令を確実に遵守するため、コンプライアンス規程を制定し、理事会をコンプライアンス統括機関とする。
- 外部委託契約に労働関係法令の遵守の条項を盛り込む。
- 職員に対するコンプライアンス研修を行う。
- 温室効果ガス削減に取り組み、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を推進する。
- 研修において、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨や障害者差別解消法の合理的配慮の具体例などを学ぶ。
- 基本マナーマニュアルに「障害のある方への対応」という項目を新設し、職員への周知徹底を図る。
- 地元企業への優先発注、地元雇用、地元名産品展示・販売コーナーの設置、地元旅館組合のチラシの配布を行う。
- 職員や委託先に一方的な負担を押し付けるコストカットは行わない。
- 国立スポーツ科学センターと日本クレー射撃協会とのプロジェクトチーム活動を通じて得た最新のスポーツ科学・医学・情報などを射撃場運営にも取り入れ、生涯スポーツとして利用者の健康促進に貢献できるよう努力する。

3 事故・不祥事への対応、個人情報保護

- 事故・不祥事の未然防止や危機管理対応のための準備・訓練などを行う。
- 県、伊勢原市、警察、消防などの関係機関との緊密な連携を図る。
- 施設管理者賠償保険、スポーツ災害補償保険に加入する。
- 個人情報保護責任者、電子情報保護責任者、相談窓口担当者を設置する。
- 協会独自の個人情報保護規程を定め、個人情報保護マニュアルを作成し、全職員に配付し研修などで周知徹底を図る。
- 個人情報保護義務等を就業規則で明文化する、個人情報が記録されている書類や記憶媒体などは鍵付きキャビネット等に厳重に保管する、パソコンのウィルス対策ソフトを確実にインストールする、個人情報を事務所から持ち出すことは原則として禁止する等の措置を講じる。

4 これまでの実績

- クレー射撃（令和3年度）
全日本選手権大会、全日本女子選手権大会、JOCジュニアオリンピックカップ、ワールドカップ予選会、神奈川県選手権大会、国体予選会、各市町村のクレー射撃協会大会、各市町村の獣友会大会等
- ライフル射撃（令和3年度）
神奈川県高等学校ジュニア選手権、神奈川県ライフル射撃協会国体予選、神奈川県ライフル射撃協会選手権大会、神奈川県高等学校強化合宿等
- 利用者数・利用料金収入の推移

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	24,362人	20,366人	22,509人
利用料金収入	70,928千円	64,769千円	70,186千円

*令和2年度は新型コロナウイルス蔓延防止による休場期間を考慮すると実質増加と考えている。

- 利用者満足度アンケートでも全ての部門で多くの利用者に満足いただいている。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会と しての 評価点
				A	B	C	D	E	
サービスの向上	基本姿勢及び管理運営方針	○指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方	10						10
		○国内外の射撃競技会や強化練習への適切な対応など、射撃競技専門施設としての管理運営業務についての考え方		10	10	10	10	10	
		○新たな射撃競技者の開拓、射撃競技者の育成、射撃競技に対する一般県民への普及啓発についての考え方							
	利用促進の取組	○業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等							
施設の特性を踏まえた維持管理業務の実施方針	施設の特性を踏まえた維持管理業務の実施方針	○射撃場としての特性・課題を踏まえた維持管理	5						4
		○周辺環境に配慮した施設の管理運営（各種法令等を遵守した施設の管理運営）		3	5	4	5	5	
		○清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針							
	利用者対応・サービス向上の取組	○有害鳥獣の駆除を行う狩猟者等の適切な銃の取扱い及び射撃技能の向上についての取組	15						12
		○関係法令に基づく講習会や研修会への適切な対応		12	12	12	12	12	
		○新たな利用者の開拓や育成、一般県民への普及啓発など、射撃競技の裾野拡大に向けた取組							
利 用 者 対 応	利 用 者 対 応	○より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等	15						12
		○全国規模の大会誘致や、競技力向上に向けた取組		12	12	12	12	12	
		○より多くの利用を図るために行う広報・P R活動の内容等							
	サービス向上の取組み	○利用料金の設定、障がい者等の利用促進に配慮した減免の考え方							
利 用 者 対 応	利 用 者 対 応	○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等							4
		○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等	5	4	5	4	5	4	

	組	○手話言語条例への対応 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針						
	日常の事故防止、緊急時の対応	○銃砲を取り扱う施設の特性を鑑み、射撃場の指定管理業務を行う際の事故防止等の安全性の確保 ○事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む） ○急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等 ○新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針	15	15	12	12	9	9
	地域との連携体制、取組	○地域振興に関する取組（集客促進など地域活性化に向けた取組）の内容 ○地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	5	4	5	4	5
管理経費の節減等	管理経費の節減努力等	【納付金を納める施設】 提案額（満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額）／「最高の提案額」と「満点とする納付金」のうち、低い金額 ×20	20		20			20
団体の業務遂行能力	人的な能力、執行体制	○射撃競技及び銃砲刀剣類所持等取締法などの関係法令に基づく銃器の取扱いに十分精通し、施設の安全な管理運営を担える能力と執行体制 ○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職	5	5	5	4	5	2

		場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況						
財務状況	○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い		5	2				2
コンプライアンス、社会貢献	○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○手話言語条例への対応 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組		5	4	4	3	4	2
事故・不祥事への対応、個人情報保護	○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況		5	5	4	5	5	4
類似施設での管理実績等	○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無		5	5	5	5	5	5
合 計			100					86

(3) 評価講評

- 委員会として、提案者は指定管理者候補として適切であると判断した。
- 評価できる点は、次のようなものがあった。
 - ・ 射撃場という特殊な施設であることから、指定管理者に求められるのは安全性を確保することであり、銃器の取扱いに関する専門知識を有した経験豊富なスタッフを配置していることが評価できる。
 - ・ 競技会や合宿時に地元の物産を販売するなど地域連携の取組が評価できる。
- 今後の期待・要望としては、次のようなものがあった。
 - ・ 安定した運営のために、収支の見直しを図り、財務的な安定性を確保してほしい。
 - ・ 施設の特殊性から難しい面もあると思うが、障がい者雇用に積極的に取り組んでほしい。
 - ・ 職員が安心して働けるよう労働環境の整備を進めてほしい。

7 議事概要（主要論点）

【施設の特性を踏まえた維持管理業務の実施方針】

- (B委員) 5点としているが、水質検査における鉛の基準値越えについても、もう少し前向きな対応策を示してほしかったので、5点よりもやや下がると感じている。
- (A委員) 環境問題に関わることもあるので、もう少し鉛に対する対策を考えてほしいと思い、3点とした。
- (委員長) 総合的に判断し、4点とするのはいかがか。
- (全委員) 異議なし。

【利用者対応・サービス向上の取組】

- (C委員) 手話言語条例への対応として、管理棟の受付に「耳マーク」を掲示して筆談で対応するということで、今後への期待も含めて4点としている。
- (E委員) 車椅子通路の整備をこれから実施するということで、現状ではまだ対応がされておらず、大変優れているとまでは言えないと考え、4点としている。
- (委員長) 5点という評価もあるが、総合的に判断し、4点とするのはいかがか。
- (全委員) 異議なし。

【日常の事故防止、緊急時の対応】

- (B委員) 令和2年度に利用者が起こした事故について説明があり、必要な対応はされていることもわかったので、普通よりはやや優れていると考え、12点とした。
- (E委員) 事故後の対応は普通の対応をしていると思うが、緊急事態を想定した訓練を定期的に実施しているのかは、申請書類からはわからず、十分な事故防止策を講じているか疑問があり、一般的な普通の対応という印象であるため、9点とした。
- (A委員) 総合場長が事故を回避するために遠慮なく利用者に対して厳しい態度で接すると言發言していたことが非常に印象的であり、総合場長がこれだけの安全意識を持っているのは強みではないかと思い、15点とした。
- (C委員) 面接審査を踏まえて、総合場長のように厳しい人がいれば事故の抑止にもなると考えられるので、普通よりもやや優れているとして12点とした。
- (委員長) 総合的に判断し、やや優れているとして12点が妥当と考えるがいかがか。
- (全委員) 異議なし。

【地域との連携体制、取組】

- (C委員) ボランティアに協力してもらい施設内に花を飾ることや、地域の物産を販売することなど、以前よりも積極的に地域との連携に取り組んでいると思われるので、5点とした。
- (E委員) 競技会や合宿の開催時に地域の物産を販売するということで、その他に日常的に地域住民に向けたイベントも考えられると良いのではないかと思うが、努力は見受けられるので5点とした。
- (委員長) 地域との連携は比較的優れていると思われるが、5点が妥当と考えるがいかがか。
- (全委員) 異議なし。

【管理経費の節減努力等】

- (委員長) 管理経費については、適切に積算されており、採点基準に従って、20点とする。

【人的な能力、執行体制】

(E委員) 申請書類にいくつか不明確なところがあり、プレゼンテーション時に質問をしたが、労働環境は良くないと感じ、2点とした。安心して安定した雇用環境で働いているからこそ、利用者に親切丁寧なサービスができるというところにつながる。指定管理の期間満了後、有期契約だから終了として労働者を放り出してしまうのはいかがなものか。他の指定管理施設では、雇用の継続性について質問すると、自社が指定管理者に選定されなかった場合は、次の新しい指定管理者に継続して働くよう取り次ぐであるとか、別の場所で働くよう対応したりと、次のことを考えているところがほとんど。そのあたりが申請団体は整備ができていないと感じる。

(B委員) 5点と評価した。その理由は、圧倒的に銃関係に関してのノウハウを持っている人員を集められているというところ。これは他のところでは中々難しいところがあると思うので、大変優れているという評価をした。E委員の話はもっともなところであるが、どちらかというとコンプライアンスの方ではないかと感じた。

(E委員) 労働時間短縮の取組や労働環境の確保に係る取組状況というところの視点で、評価を低くした。コンプライアンスにおいても規定が不明確なところがあり、脆弱な印象がある。

(A委員) 5点と評価した。非常に経験が豊富なスタッフを揃えているためである。

(C委員) E委員の話はそのとおりである。コンプライアンスについては、難しい面もあると思うが、障がい者雇用に積極的に取り組んでほしい。ここでは、銃という特殊なものの取扱いに関する能力を重視した評価として、4点とした。

(委員長) 銃という特殊なものを扱える専門知識を有する人材をしっかりと配置している人的能力が評価でき、また一方で、労務上の観点では少し劣るということから、4点とするのはいかがか。

(全委員) 異議なし。

【財務状況】

(経理識見者) 提出された資料を見る限りでは、不安定な面があったため、2点とした。

【コンプライアンス、社会貢献】

(委員長) C委員とE委員からはやや劣っているのではないかとの意見があつたが、他の委員はどうか。

(B委員) E委員の意見に賛同する。認識を改め、ここは評価を厳しくしてよいと考える。

(A委員) B委員と同意見である。

(委員長) 総合的に判断し、3点とするのはいかが。

(全委員) 異議なし。